

## 北九州ロボットフォーラム 規約

### (名 称)

第1条 本フォーラムは、北九州ロボットフォーラム(以下「フォーラム」という。)と称する。

### (目 的)

第2条 フォーラムの目的は、ロボット関連技術の研究開発成果の実用化・事業化を産学官が一丸となって推進するとともに、市内に蓄積された要素技術の活用を通じて、北九州市にロボット産業クラスターを形成し、「ロボット都市・北九州」を実現することである。

### (活 動)

第3条 フォーラムは、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 北九州市のロボット産業振興施策の検討、提言
- (2) 北九州市のロボット関連産業振興を目指した事業の企画・推進
- (3) その他フォーラムの目的を達成するために必要な事業

### (会 員)

第4条 フォーラムの会員は、フォーラムの趣旨に賛同し、所定の入会申し込み手続きをした法人団体または個人とする。

2 会員が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当することが判明した場合、会員資格を取消す。また、必要に応じて、官公庁への照会をおこなう。

### (役 員)

第5条 フォーラムには、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

2 役員は、会員の中から総会において選任する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、フォーラムを代表し、事業を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代行する。

### (アドバイザー)

第7条 フォーラムにアドバイザー若干名を置くことができる。

2 アドバイザーは、会長が委嘱する。

3 アドバイザーは、会長の諮問に応じ、意見を述べる。

4 アドバイザーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (幹事会)

第8条 フォーラムの運営を円滑に進めるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長1名及び幹事15名以内をもって構成する。

- 3 幹事長及び幹事は、会長が委嘱する。任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 幹事長は、幹事会を主宰する。
- 5 前項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(総 会)

第9条 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 総会は、この規約に定めるもののほか、フォーラムの事業及び運営に関する基本的事項について審議し決定する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会 費)

第10条 フォーラムの会費は、無料とする。

(事務局)

第11条 フォーラムの事務を処理するため、事務局を北九州市、公益財団法人北九州産業学術推進機構により構成する。

2 北九州ロボットフォーラムにかかる経費の支出については、事務局である北九州市、公益財団法人北九州産業学術推進機構が協議のうえこれを行う。

(補 則)

第12条 この規約に定めるもののほか、フォーラムの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規約は、平成18年3月27日から施行する。
- 2 平成20年6月26日一部改正
- 3 平成22年6月25日一部改正
- 4 平成24年4月1日一部改正
- 5 平成27年4月1日一部改正
- 6 平成28年4月1日一部改正